

第 7 回

(令和 7 年 7 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年7月10日（木）午前9時30分から午前10時

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 柳瀬 真也・2番 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第27号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第28号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第29号案 農用地利用集積等促進計画について

議第30号案 非農地証明願いに対する認定について

6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、9番・1番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

女性委員総会報告

新任委員研修報告

会長会議報告

議長 議第27号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第27号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積1281aの内、田が741aで、WCS120a、残りは飼料作物です。畑が540aあり、全て飼料作物を作られています。乳牛を80頭飼育されています。3条調査項目によ

り報告します。1 番 2 番（通作距離）：自宅周辺に集積されています。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：親子間の贈与ですので取得価格は 0 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（取得農地の利用計画）：これまでと同様の作付けです。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 次に調査番号 2 番について、9 番委員から報告をお願いします。

9 番 （調査番号 2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 2 人（稼働力 2 人）です。経営面積 275a の内、田が 87 a で、水稻 30a、WCS57a です。畑が 188a あり、全て飼料作物を作られています。和牛繁殖をされており、親が 12 頭、子牛 7 頭を飼育されています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：100 m、1 分です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：全部で 3 万円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（取得農地の利用計画）：ここは既に農業用施設が建っていきまして、所有権移転後に許可不要転用届を出す予定とのことです。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事務局 補足させていただきます。既に農業用施設が建っているとの報告がございました。転用の中に、許可を要しないものというのがあります。その中の一つに 200 m² 以内の農業用施設については、届け出をすれば転用ができるというのがあります。現況は、農業用施設が既に建っている状況で、相談に来られた時に 5 条申請も検討しましたが、面積が 198 m² で建物が農業用ということでしたので、農業委員会内で処理が済むことを考慮して、3 条で所有権を移転して、許可不要転用届け出を出していただいて、転用の処理を行う流れにしたところです。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第 28 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 28 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番と 2 番について 3 番委員から調査報告をお願いします。

- 3 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置き場です。木上知敷原にある、バイオマス発電所から出る灰を利用して、肥料を生産されています。今はまだ試作の段階です。発電所からの灰をトン袋で持ってくるので、その置き場として利用したいとのことです。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):許可後に着工の予定です。3番(資金調達):全額自己資金です。4番(転用面積):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)既存の大谷川に流す暗渠がありますので、そこにつながられます。7番(防除措置)土砂の流出は、1メートル程盛土をされるということなのですが、熊本県建築課盛土対策室と協議済です。8番(日照通風)隣接地は賃貸人の土地であり問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。価格については、年間10万円です。以上で調査報告を終わります。

(調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設で、牛舎と運動場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):許可後に着工の予定です。3番(資金調達):全額借入金です。4番(転用面積):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)近くに側溝が無く、地下浸透です。7番(防除措置)土砂の流出は、問題ありません。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。価格については、家族間の貸借であるため0円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査番号3番について1番委員から調査報告をお願いします。

- 1 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):3種農地です。2番(着工時期):許可後すぐに取り掛かれます。3番(資金調達):すべて借入金です。4番(転用面積):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)上水道と下水です。7番(防除措置)土砂の流出、崩壊は平坦な土地のためないと考えます。8番(日照通風)隣接地には被害発生はなく問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。価格については、全部で600万円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査番号4番について9番委員から調査報告をお願いします。

- 9 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):既に転用済です。3番(資金調達):問題ありません。4番(転用面積):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)問題ありません。7番(防除措置)土砂の流出、問題ありません。8番(日照通風)周囲は自分の土地のため問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区

域外です。取得価格につきましては、非農地で出てくる土地と交換との事です。相手方にも確認しています。以上で調査報告を終わります。

議 長 調査報告が終わりましたので、質疑がある方の挙手をお願いします。
無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第29号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第29号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）
所有権移転6件利用権設定が6件です。
利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1～6番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいますか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。
議第30号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第30号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1番と2番について、木上地区から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）7月5日に木上地区の委員で調査しました。申請人申請物件いずれも記載のとおりです。写真をご覧ください。周辺一帯山林化しており、農地になることは無いと思われますので非農地と全員一致で判断いたしました。

7 番 （調査番号2）7月5日に木上地区の委員で調査を行いました。こちらも山林化しており、イノシシの巣も見受けられ、今後、農地に戻ることは無いと思われるため非農地と判断いたしました。

議 長 調査報告が終わりましたので、質疑のある方はいらっしゃいますか。
無いようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。これをもちまして7月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

最適化活動の状況について説明

ふるさと祭り出店、ヒマワリ・コスモス播種日程、農地パトロールについて協議

8月総会でタブレット研修を行う。集約化希望地区調査

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月10日

農業委員会会長

9 番 農 業 委 員

1 番 農 業 委 員
